

1 規則等の題名

認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則（平成22年高知県公安委員会規則第6号）の一部を改正する規則

2 根拠法令・条項

運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第4条第2項第2号

3 規則等の制定日

令和3年9月10日（金曜日）

4 結果公示の日

令和3年9月21日

5 適用除外条項

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45条）第38条第4項第8号に該当

6 適用除外の理由

書面規制、押印、対面規制の見直しに伴う、一部様式の押印欄の廃止であり、意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更であるため。

7 規則等の概要

- ・ 認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

8 担当課・連絡先

担当者：高知県警察本部交通部運転免許センター
住所：吾川郡いの町枝川200番地
電話番号：088-893-1221（内線 336）